

保育所等における子ども食堂等の 地域づくりに資する取組の実施等

こどもまんなか
こども家庭庁

保育所等で地域づくりの取組を行う意義

- 地域において保育所等は、こどもや保護者、卒園者、地域住民等さまざまな人々と関わりあう存在
→ 子育て世代に限らず、生活困窮世帯や高齢者等、世代を超えて地域住民の交流拠点となることが期待される
- 地域づくりの取組は、子ども食堂だけでなく、子育て世帯への相談会など、地域の状況やニーズに合わせて、保育所等の自発的意思により行われる

保育所等における子ども食堂等の実施について

- 保育所等で子ども食堂等を実施する場合の、多様な社会参加への支援については、
 - ・ 業務時間外や休日の、本来の事業に支障を及ぼさない範囲での一時的な設備の利用
 - ・ 保育の提供時間内で、保育所等の運営に支障を及ぼさない範囲での設備の一時的な使用であれば、一時使用に該当し、財産処分の手続は不要
- 保育所等で子ども食堂を実施するときは、市区町村に連絡し、必要な助言や指導を受けること

実施に当たっての具体的な留意事項等

- 食事を提供する際の衛生管理について
 - ・ 食事の提供には、営業許可または届出等が必要なことがあるので、実施しようとする者に対しては、事前に保健所に相談し、必要な助言及び指導を受けるよう助言すること
- 消耗品費、水道光熱費等の経費等の取扱いについて
 - ・ 調味料等の消耗品、水道光熱費等について、子ども食堂等の取組の規模が、保育所等の本来の事業に支障を及ぼさない範囲である場合は、子ども食堂等の取組と保育所等の運営とを区別して経理することを要しない
 - ・ 取組の規模が本来の業務に支障を及ぼす程度に大きくなった場合には、それぞれを区分して経理することを要する